

G	R	E	E	N	×	E	X	P	O
み	ど	り	委	員	会				
令	和	8	年	5	月	2	9	日	
み	ど	り	環	境	局				

市第7号議案 横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部改正の概要【対象公園：舞岡八幡山しぜん公園】

1 改正理由

舞岡八幡山しぜん公園について、有料施設を設置するとともに、同公園を新たに指定管理者に管理させるため、横浜市公園条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 有料施設を規定する別表第1に、同公園のスケートボード場及び分区園を追加
- (2) 利用料金の上限を規定する別表第3第1号の表に、スケートボード場を追加
- (3) 指定管理者による管理運営対象を規定する別表第2の2に、同公園を追加

3 利用料金

スケートボード場について、個人利用1日につき400円、貸切利用1日につき30,000円として規定します。

4 施行期日

令和9年4月1日

5 スケジュール（予定）

令和8年6月～	指定管理者の公募、附属機関による指定候補者の選定
令和9年2月	令和9年第1回定例会において指定管理者の指定議案提出
令和9年3月	スケートボード場等の工事完了
令和9年4月1日	工事完了区域の公開、指定管理者による管理運営の開始

6 有料施設の概要

(1) スケートボード場

面積：約2,800㎡

利用種目：スケートボード・インラインスケート・BMX

周辺設備：観覧席、防音壁

(2) 分区園

個人分区園：76区画・約13㎡

協働農園：1区画・約280㎡

分区園利用料金：1,500円(上限)/㎡(年)

7 舞岡八幡山しぜん公園の概要

【所在地】

戸塚区舞岡町及び
吉田町地先

【全体計画面積】

約12.8ha

【種別】

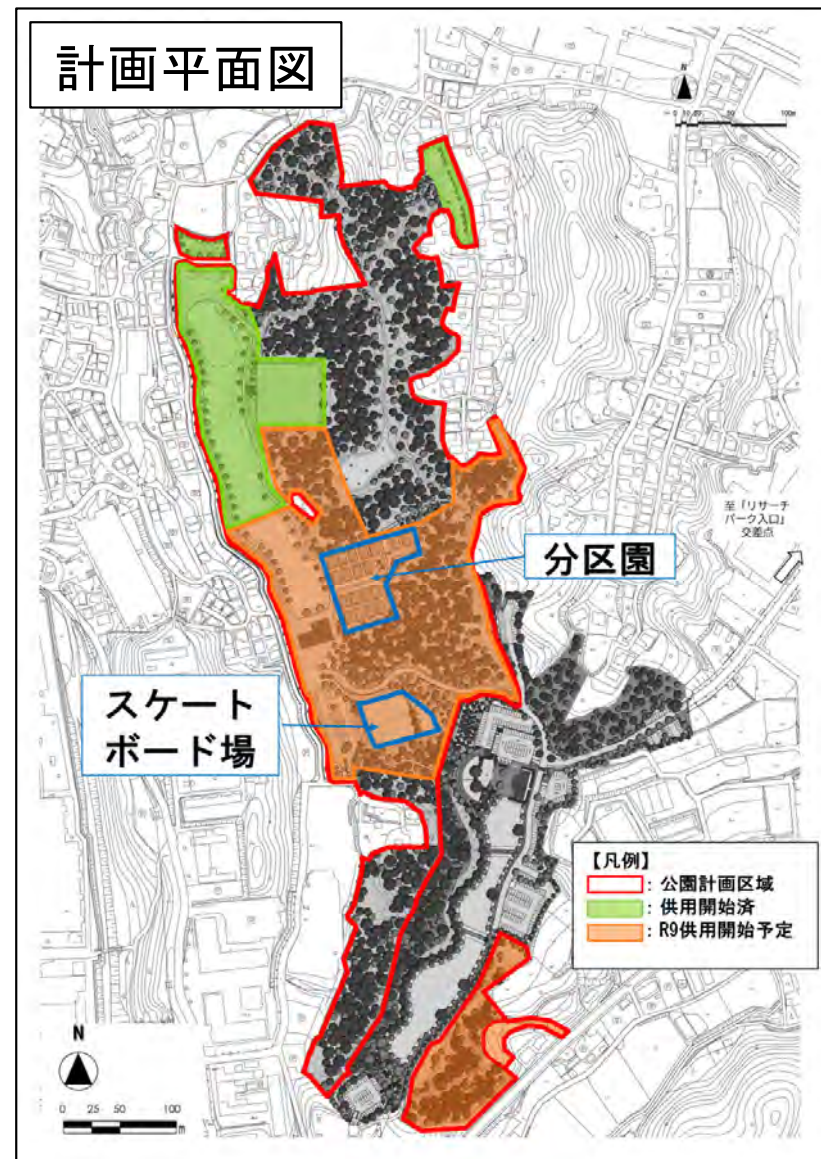
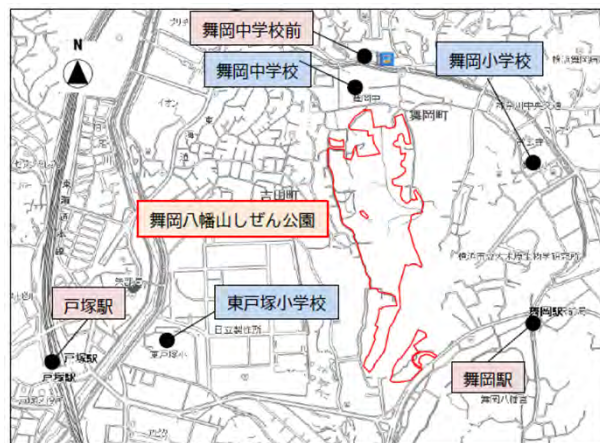
総合公園

【公開年月日】

令和4年11月4日（一部開園）

【令和9年度供用開始予定】

スケートボード場、分区園、管理棟、駐車場 等



(参考)
スケートボード場イメージ

